2.2 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価

特定原子力施設の敷地境界及び敷地境界外への影響を評価した結果,平成 24 年 10 月での気体廃棄物の追加的放出量に起因する実効線量は,敷地境界において約 3.0×10^{-2} mSv/年であり,特定原子力施設から 5km 地点では最大約 2.5×10^{-3} mSv/年,10km 地点では最大約 8.9×10^{-4} mSv/年であった。

また、敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量は、敷地境界において約 9. 4mSv/年であり、5km 地点では最大約 1. 4×10^{-18} mSv/年、10km 地点では最大約 2. 4×10^{-36} mSv/年であった。

一方,文部科学省において公表されている「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の20km圏内の空間線量率測定結果(平成24年11月11日~13日)」によると,特定原子力施設から約5km地点の空間線量率は5.2~17.8 μ Sv/h(約46~約156mSv/年),約10km 地点の空間線量率は2.2~23.5 μ Sv/h(約20~約206mSv/年)である。

これらの結果から、特定原子力施設の追加的放出量等から起因する実効線量は、5km 地点において空間線量率の約 18,000 分の1以下であり、10km 地点において空間線量率の約 21,000 分の1以下であるため、平常時において 5km 地点及び 10km 地点における特定原子力施設からの影響は極めて小さいと判断する。